平成 22 年度　事務事業事後評価調書（平成　21　年度事業）

整理番号	5	―	20

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	地域支援事業（福祉分）					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	葛西隆		氏名	前田忠和
事業の概要	要介護リスクのある特定高齢者に対し、生活機能低下の予防を図るため、介護予防事業を実施する。また、寝たきり等の重度の要介護者を介護している低所得世帯に対し、介護用品の支給を行う。			全体計画 /単年度繰返 （平成 20 年度～ 24 年度）		
				事業費	国・道支出金	5,038 千円
					地方債	千円
					その他	8,298 千円
					一般財源	1,700 千円
					事業費計	15,036 千円
実施方法	■ 直営		民間委託	■ その他	（社会福祉協議会）	
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業		非登載事業	優先度	B	
事業の位置付け	政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～			
	基本施策	7	高齢者支援の充実			
	単位施策	2	生活支援の充実			
	事務事業の種類	■	自治事務		法定受託事務	
	その他計画・根拠等		雄武町介護予防・生活支援事業条例・施行規則			

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)
	国・道支出金	269 千円	399 千円	734 千円	1,092 千円	1,174 千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	427 千円	481 千円	695 千円	1,822 千円	1,984 千円
	雄武町負担額（一般財源）	90 千円	189 千円	356 千円	367 千円	396 千円
	合計	786 千円	1,069 千円	1,785 千円	3,281 千円	3,554 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	高齢者・介護家族等	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	要支援状態への進行防止、介護者の経済的負担軽減	利用者数		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	高齢者の状態が悪化しないよう予防を図り、自立した生活を確保する。家族介護による経済的負担の軽減を図り、家族と共に生活できる地域を目指す。	① 利用者延人数／高齢者通所型介護予防事業利用者	目標年度	平成21年度
			目標値	33 名
			実績値	33 名
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】 ※成果＝目的	高齢者及びその家族が住み慣れた地域で不安なく生活できる町を実現する。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①介護予防事業の実施	対象者からの申請に基づき審査を行い、サービスの提供を決定する。事業の運営については、雄武町社会福祉協議会に委託する。
②介護用品支給	対象者からの申請に基づき審査を行い、給付決定し、給付券を支給する。介護用品の支給を行う薬局等と協定書を交わす。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	■ 義務的なもの □ 全部 ■ 一部	介護予防事業については、介護保険制度において必須事業とされており、社会生活が困難な高齢者の生活機能低下の予防を図るために必要な事業である。介護用品支給については、家族介護による経済的負担の軽減を図り、在宅介護を継続支援するために必要である。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■ 達成 □ ほぼ達成 □ 下回る	要支援状態への進行防止及び介護者の経済的負担の軽減が図られた。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □ 事業費抑制 □ 人員削減 □ 時間短縮・作業軽減 ■ その他	介護予防事業については、事業実施にあたり、雄武町社会福祉協議会へ委託し、コストの低減に努めている。介護用品支給については、薬局等の指定店と連絡を密にし、円滑な支給事務を行っている。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □ 受益者負担がある □ 受益者負担がない □ 受益が一部に偏る ■ その他	介護予防事業については、介護保険制度の対象とならない高齢者に対する要支援状態予防事業であり、利用者に一定の負担を求めている。介護用品支給については、一定の要件を定めていることから、公平と考える。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
介護予防事業については、介護保険制度の対象とならない高齢者に対する支援であり、介護用品支給については、低所得世帯に対する支援であるため、高齢者福祉の充実のためには、引き続き支援が必要である。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
高齢者及びその家族が住み慣れた地域で不安なく生活していくためには、現状維持が適当と判断する。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）